

第9章 手回り品

(手回り品及び持ち込み禁制品)

第163条 旅客は、第164条または第165条に規定するところにより、その携行する手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の1に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

- (1) 別表第2号に掲げるもの（以下「危険品」という）及び他の旅客に危害を及ぼす恐れがあるもの。
 - (2) 暖炉及びこん炉（乗車中に使用する恐れがないと認められるもの及び懐炉を除く）
 - (3) 死体
 - (4) 動物（少量の小鳥、小虫類、初生雛及び魚貝類で容器に入れたものまたは第165条第2項の規定により持ち込みの承諾を受けた動物を除く。）
 - (5) 不潔または臭気のため、他の旅客に迷惑をかける恐れがあるもの。
 - (6) 車両を破損する恐れがあるもの。
2. 旅客が、手回り品中に危険物を収納している疑いがある時は、その旅客の立会を求め、手回り品の内容を点検することがある。
3. 前項の規定により手回り品の内容の点検を求めた場合、これに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。

(無料手回り品)

第164条 旅客は、次の各号の区分によりその携帯する物品を無料で車内に持ち込むことができる。

最小の立方形の長さ、幅及び高さの和が、250センチメートル以内のもので、個数は2個。ただし、その総重量が30キログラムをこえないもの。

(注) 旅客が、自己の見回り品として携行する傘つえ、ハンドバック、ベビーカー、ショルダーバック等は、第1項に規定する個数制限にかかわらずこれを車内に持ち込むことができる。

個人の収納できる自転車は無料。その重量が10キログラム以内のもの1個。

(普通手回り品及び料金)

第165条 旅客は次の号に該当するものは、持込区間、持込日その他持込に関する必要事項を申し出たうえで会社の承諾を受け、普通手回り品料金を支払って、これを車内に持込むことができる。

- (1) 特殊法人自転車振興会の発行した選手登録証票を所持する者が解体して、専用の袋に収納した競輪用自転車。
 - (2) 会社が特に持ち込みを承諾したもの。
2. 旅客は、子犬、猫、はとまたはこれに類する小動物（猛獣及びへびの類を除く）であって、次の各号に該当するものは、前項の規定に準じて会社の承諾を受け、普通手回り品料金を支払って車内に持ち込むことができる。
- (1) 長さ70センチメートル以内、最小の立方形の長さ、幅及び高さの和が90センチメートル程度の容器に収納したものでかつ、他の旅客に危害を及ぼし、または迷惑をかけるおそれ

がないと認められるもの。

(2) 容器に収納した重量が10キログラム以内のもの。

3. 普通手回り品料金は、旅客の1回の乗車ごとに次の料金を支払うものとする。

1個について 260円

(定期手回り品切符の発売及び定期手回り品料金)

第166条 商人、行商人等が通勤定期乗車券を使用して旅行しかつ、第164条第1項に規定する制限を超える物品を車内に持込む場合で、購入申込書を提出した時は、持込物品の範囲、持込区間その他持込みに関する必要事項を定めて定期手回り品切符を発売する。

2. 定期手回り品切符は、持込区間の乗車に必要な通勤定期乗車券を同時に購求する場合または呈示した場合に発売する。

3. 定期手回り品料金は、次に定めるところによる。

1ヶ月 2,600円

(普通手回り品切符)

第167条 第166条の規定により普通手回り品料金を支払って、車内に持ち込む旅客に対しては普通手回り品切符または、これに代わる証票を交付する。

2. 普通手回り品切符の様式は、次の通りとする。

様式省略

(普通手回り品切符の使用条件)

第168条 普通手回り品切符または、これに代わる証票に表示された条件に従って当該有料手回り品を車内に持込む場合に限り有効とする。ただし、途中下車した時はその効力を失う。

2. 普通手回り品切符または、これに代わる証票は、次の各号により係員の検査を受けると共に途中下車または、下車の際に、これを係員に引き渡さなければならない。

(1) 前項第2項の規定による手回り品切符は、有料手回り品を持込む際に係員に呈示してその下部に入鋏を受けた後、当該有料手回り品にくくりつけておき、係員から請求がある時はいつでもこれを明示する。

(2) 普通手回り品切符に代わる証票は、旅客がこれを携帯し、係員から請求がある時はいつでもこれを呈示する。

(定期手回り品切符)

第169条 第166条の2規定により定期手回り品料金を支払う旅客に対しては定期手回り品切符を交付する。

2. 定期手回り品切符の様式は、次の通りとする。

様式省略

(定期手回り品切符の使用条件)

第170条 定期手回り品切符は、通勤定期乗車券を使用し、当該切符購求の際定められた持ち込みに関する条件に従って当該手回り品を車内に持ち込む場合に限り有効とする。

2. 定期手回り品切符の有効期間は1ヶ月とし、暦月制とする。
3. 定期手回り品切符を所持する旅客は、手回り品を持ち込む際及び下車する際に、当該切符を係員に呈示して改札を受ける他、係員から請求がある時は、いつでもこれを呈示しなければならない。
4. 第74条・第83条及び第86条の規定は、定期手回り品切符等の場合に準用する。(持込禁制品または制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)

(持込禁制品または制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)

第171条 旅客が第163条第1項但書きの規定による車内に持ち込むことが出来ない物品または、第165条の規定による持込み制限を超える物品を社の承諾を受けずに車内に持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させ、かつ、次の各号により料金及び増料金を収受する。

- (1) 第163条第1項但書き第1号から第5号までの規定による物品を持ち込んだとき第165条第3項の規定による普通手回り品料金及びその10倍に相当する増料金を収受するほか、危険品にあつては、次によって計算した料金を併せて収受する。

イ. 火薬類	1キログラムにつき	1,030円
ロ. その他の危険品	〃	310円

- (2) 前号の他、車内に持ち込むことのできない物品を持ち込んだ時第165条第3項の規定による普通手回り品料金及びその2倍に相当する増料金を収受する。

2. 着駅において、旅客が第163条第1項但書きの規定による車内に持ち込むことのできない物品または、第165条の規定による持込み制限を超える物品を社の承認を受けずに車内に持ち込んだことを発見したとした時は、前項の規定を準用する。

(旅客禁制品を持ち込もうとした場合の処置)

第172条 旅客は第63条第1項ただし書第1号から第5号までの規定による物品を車内に持ち込もうとした場合は、前項の規定を準用することがある。

(旅客運送を伴わない物品を持ち込んだ場合の処置)

第173条 旅客運送を伴わない物品は、手回り品のように装う等の手段により物品の無賃運送を図った場合は、無賃運送を図った者に対し、当該物品の運送区間について第171条第1項1号の規定を準用する。

(手回り品の保管)

第174条 手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。

(準用規定)

第175条 手回り品に関する容積及び荷物運賃の計算並びに荷物運賃及び増運賃を収受する場合の証票については、別に定めがある場合を除いて、東海旅客鉄道株式会社荷物営業規則、荷物運送規則に関する規定を準用する。